

事 務 連 絡
平成30年3月20日

関係各国公私立大学長
関係各国公私立短期大学長
関係各国公私立高等専門学校長
各都道府県専修学校各種学校主管課長 殿
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課長

文部科学省
生涯学習政策局生涯学習推進課長
高等教育局学生・留学生課長

留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の
留意事項について（周知）

日頃より、留学生政策の推進に御支援、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

平成29年9月1日に改正出入国管理及び難民認定法が施行され、在留資格「介護」が創設されたこと等を受け、学費等の経費を貸与型奨学金により支弁しようとする外国人留学生からの入国・在留に係る申請が増加する可能性があります。

このことを受け、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第2号に規定する経費支弁能力を審査するに当たり、貸与型奨学金に関する留意事項を別添1のとおり整理し、法務省ホームページにて周知されているところですが、このことについて、法務省入国管理局入国在留課から関係各所への周知依頼がありました。

については、各大学等にあつては、別添の「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」を参照のうえ、適切な受入れ及び在籍管理の徹底等をお願いします。

また、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学におかれては、管下の専修学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、この旨の御周知をお願いします。

【添付資料】

- (別添1) 留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項
- (別添2) 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（抄）

(参考) 法務省ホームページURL

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00155.html

【担当】

(専修学校・各種学校について)

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室

E-mail : syosensy@mext.go.jp

(大学・短期大学・高等専門学校について)

文部科学省高等教育局学生・留学生課
留学生交流室

E-mail : ryuugaku@mext.go.jp

留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項

平成30年3月
法務省入国管理局

本邦に在留する期間中の生活に要する費用（学費・生活費）を貸与型奨学金（地方公共団体が実施主体となる修学資金等貸付制度を除く。）により支弁しようとする留学生及び当該留学生の受入れを検討されている教育機関におかれましては、当該奨学金の貸与条件等に関し、適正な出入国管理を行う観点から、以下の点に御留意いただくようお願いします。

1 貸与条件

以下の場合を除き、原則として、在学中にその貸与を終了する条件が付されていないこと

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤ 死亡したとき。
- ⑥ その他修学資金を貸与することが適当でないと認められるとき。

例えば、奨学金の貸付の際に指定された稼働先（アルバイト先）を辞職した場合に貸与を途中で終了することを条件とすることは認められません。

2 返済条件

(1) 在学中の返済が求められていないこと

留学生は我が国において勉強に従事するために入国・在留が認められているものですので、在学中の返済は、留学生としての本来活動に支障が出るおそれがあることから、原則として認められません（注）。

（注）入国後、例えば長期休業期間等で資格外活動による収入が多い月に、留学生本人の希望により、生活に支障のない範囲内で繰上げ返済を行うことは差し支えありません。ただし、貸与した法人により繰上げ返済が強要されることは認められません。

(2) 貸与額の残額を一括で返済する等の条件が設けられていないこと

奨学金の貸与を受ける場合、留学生が貸与額を一括で返済できる資産を有しているとは通常考え難いことから、次のような場合に一括で返済する又は違約金を徴収する等の条件が付されているものは認められません。

- ア 貸与を途中で終了した場合
- イ 就労に係る在留資格への変更が認められなかった場合
- ウ 卒業後に特定の機関で就労しない場合
- エ 返済期間中に特定の機関を辞職する場合

また、奨学金の貸与を受ける留学生が奨学金の返済期間の途中で本国へ帰国する場合に、本邦に引き続き在留する場合よりも高額な返済が求められることは適当ではありません。

なお、特定の機関において一定期間就労した場合に、就労期間に応じてその返済の一部又は全部を免除することは差し支えありません。

- (3) 返済額が、就職後に得られるであろう収入からみて生活に支障のない範囲内であること

例えば、月賦で返済する場合、日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けた場合の月当たりの返済額は、生活に支障のない範囲として一つの目安となります。

なお、収入が多い月などに留学生本人の希望により繰上げ返済を行うことは差し支えありませんが、貸与した法人により繰上げ返済が強要されることは認められません。

3 その他

- (1) 奨学金の貸与を受ける留学生が奨学金の貸与条件及び返済条件を理解していること
- (2) 奨学金貸与期間中の資格外活動（アルバイト）先及び教育機関卒業後の就労先があらかじめ決められている場合には、奨学金の貸与を受ける留学生がその労働条件を理解していること（下記の参考1参照）
- (3) 奨学金の貸与を受ける留学生が、奨学金のほかに生活費を支弁するための資産を有していることを、現に有する預貯金等により確認できること
学費及び生活費の全てを貸与型奨学金により賄うことは、経費支弁能力があるとは認められません。

4 在留資格認定証明書交付申請等における経費支弁に係る提出資料

貸与型奨学金により学費等を支弁しようとする場合には、在留資格認定証明書交付申請等において上記3（3）の資料に加えて、以下の提出が求められます。

- (1) 奨学金の貸与条件及び返済条件を規定している資料（奨学金貸与規程等）
- (2) 奨学金の貸与に係る契約書の写し（貸与を受ける留学生が自筆で署名したもの）

- (3) 貸与される奨学金の具体的な流れ及び支給回数を説明した資料（貸与する法人から授業料として直接教育機関へ年2回支給，貸与する法人から留学生の銀行口座へ毎月支給等）
 - (4) 奨学金貸与期間中の資格外活動先があらかじめ決められている場合には，留学生が稼動することとなった場合の勤務時間や給与等の雇用条件が分かる資料及び留学生が当該条件について理解している旨を申告する資料（留学生が自筆で署名したもの）
 - (5) 奨学金を貸与する法人の登記事項証明書（全部事項証明書）及び直近の決算書（損益計算書，貸借対照表）
 - (6) 教育機関卒業後の就労先があらかじめ決められている場合には，留学生と同等の経歴を持つ者が稼動する場合の雇用条件及び留学生が当該条件について理解している旨を申告する資料（留学生が自筆で署名したもの）
- （注）経費支弁に係る資料以外の資料については，各地方入国管理局の案内に沿って御提出ください。また，審査の過程において，上記以外の資料を求める場合がありますので，あらかじめご承知おきください。

（参考）労働関係法令との関係

- 1 在学期間中の稼動先（アルバイト先）や資格取得後の就職先をあらかじめ確定することを条件に，奨学金の貸与を受けることについては，労働契約法及び労働基準法に抵触するとは言えませんので，奨学金の貸与・返済条件が上記1及び2に合致するものであり、奨学金の貸与を受ける留学生が，上記3（2）のとおり，労働条件について理解し，了承しているのであれば，在留資格「留学」に係る入国・在留審査においては差し支えないこととして取り扱います。
- 2 労働することを条件として貸与される奨学金の返済方法として、使用者が留学生の給与から一方的な天引きを行う場合には，労働基準法第17条に抵触することに御留意ください。なお，留学生が自らの意思により天引きを希望する場合には同条には抵触しませんが、そのような形式がとられている場合であっても、実質的にみて使用者の強制によるものと認められる場合には、同条に抵触することとなります。

（注）詳細については，管轄の労働基準監督署へお問い合わせください。

● 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）（抄）

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条第一項第二号の基準は、法第六条第二項の申請を行った者（以下「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

活 動	基 準
法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動	一 略 二 申請人がその本邦に在留する期間中の生活に要する費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、この限りでない。 三 八 略